

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年2月1日

【会社名】 泉州電業株式会社

【英訳名】 SENSU ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西村 元秀

【本店の所在の場所】 大阪市北区兔我野町2番4号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
(注) 平成28年3月1日から本店は下記に移転する予定であります。
大阪府吹田市南金田1丁目4番21号

【電話番号】 該当事項はありません。
(注) 平成28年3月1日から下記に変更する予定であります。
(06)6384-1101

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 大阪府吹田市南金田1丁目4番21号

【電話番号】 (06)6384-1101

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼執行役員管理本部長 宮石 忍

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年1月28日開催の第66期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年1月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円 総額186,787,332円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年1月29日

剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,526,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,526,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

当社は既に本社機能を新本店所在地に置いており、また業務の効率化を図るため、現行定款第3条（本店の所在地）について本店所在地を現在の大阪市から大阪府吹田市に変更する。また、この本店の所在地の変更は、平成28年1月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨附則で規定する。

平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行され、責任限定契約を締結できる役員が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第30条（社外取締役の責任限定契約）及び現行定款第39条（社外監査役の責任限定契約）に所要の変更を行う。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、西村元秀、西村和彦、田原隆男、宮石 忍、遠藤和良、富永光明、吉田篤弘、高橋英行、深田喜代人、成田和人、宇正鬮曜、宗岡 徹を選任する。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役に対し退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	78,344	3,767	0	(注)1	可決(89.97%)
第2号議案	80,594	1,517	0	(注)2	可決(92.55%)
第3号議案				(注)3	
西村 元秀	75,500	6,246	365		可決(86.70%)
西村 和彦	79,844	1,902	365		可決(91.69%)
田原 隆男	80,048	1,698	365		可決(91.93%)
宮石 忍	80,022	1,724	365		可決(91.90%)
遠藤 和良	80,047	1,699	365		可決(91.92%)
富永 光明	80,048	1,698	365		可決(91.93%)
吉田 篤弘	80,050	1,696	365		可決(91.93%)
高橋 英行	80,023	1,723	365		可決(91.90%)
深田 喜代人	80,052	1,694	365		可決(91.93%)
成田 和人	80,051	1,695	365		可決(91.93%)
宇正 鬮曜	80,050	1,696	365		可決(91.93%)
宗岡 徹	81,309	437	365		可決(93.37%)
第4号議案	68,307	3,004	10,800	(注)1	可決(78.44%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上